

委託仕様書（案）

江戸川区(以下「甲」という。)は、江戸川区内事業者の魅力ある商品の情報発信を目的とし、受託者(以下「乙」という。)に対し、江戸川区名産品プロモーション支援事業（以下「本事業」という。）の企画及び運営等を委託する。

1 件 名

江戸川区名産品プロモーション支援事業業務委託

2 目 的

江戸川区の地場産業である伝統工芸や本区の事業者の販路拡大支援及び、魅力ある商品を広くプロモーションし、区内産業の活性化につなげるため、本事業を実施する。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

本区の地場産業や事業者の魅力ある商品を理解し、ウェブサイトをはじめとし、その商品の魅力を発信していくことにより、区内産業の魅力向上に資するよう、以下の仕様に基づき本事業を実施すること。

(1) 参加事業者の公募

- ① 参加事業者募集の事務局となり、甲と協議のうえ公募をし、毎年度3事業者程度を選定すること。（参考資料：「えどコレ！」募集要項）
- ②公募にあたっては、本区の対象事業者の実態を把握したうえで周知活動を行うこと。

(2) プロモーションサイトの制作業務

①ウェブサイト制作、管理運営

- a 本区の魅力ある商品の情報を発信するため、事業内容について深く理解したうえで、現行サイトを引き継ぎ、それらを多くの方にわかりやすく発信するウェブサイトを制作すること。
- b 現行サイトを分析し（デザインの見直し、情報の整理など）、誰もが利用しやすいサイトの構築等に向け、企画・提案を行うこと。
- c ウェブサイトの管理運営、定期的な情報発信やSEO対策を行うこと。
- d サイト全体をHTTPS通信とし、安全性の高いシステム構築を行うこと。また、障害発生時には、原因を解明し速やかに対策を講じるとともに甲へ報告すること。

②ウェブサイトに掲載するコンテンツ（記事）の制作

- a 公募により選定する3事業者程度の紹介記事を制作すること。記事は写真や動画等による魅力紹介を中心とした現地取材型の記事を作成し、記事掲載をすること。その際に係る費用については乙の負担とする。
- b 紹介記事には、掲載企業の販売拡大に繋がるような企業情報やネットショップ等の販売先情報を掲載すること。
- c 記事や情報の発信頻度を変更する場合は、適宜、甲と協議を行いながら決定するものとする。

③プロモーション

- a SNSやバナー広告等による情報発信を行うこと。
- b キーワードやタイトル等を選定し、SEO対策を実施すること。

(3) 区内事業者の商品の魅力を活かしたプロモーション

①プロモーション

- a 掲載商品の効果的なプロモーションに繋がるようなイベントへの参加や企画を提案し、実施すること。

(4) 新製品開発の支援

本事業に参加する事業者の新製品開発を支援すること。対象事業者は3事業者程度とし、甲と協議のうえ選定するものとする。

(5) 販路拡大の支援

本事業に参加する事業者が販路拡大支援等を希望する場合は、アドバイス及びサポートを行うこと。

(6) その他

①交流会の実施

事業者間のつながりが形成されるような交流会を年2回以上実施すること。

②業務全般のサポート

本事業が効果的なプロモーションに繋がるよう、甲の相談に随時応じること。

③月次報告

a 月ごとにアクセス数、活動内容など本事業に関する報告書（任意様式）を提出すること。

b 本事業の成果指標を報告書に記載すること。

c 定期的に事業者満足度アンケートを実施すること。

5 委託金額

*****円（消費税を含む）

6 支払

委託費の支払いは、完了後一括払いまたは分割払いとする。ただし、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合には、区と協議の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第6号及び江戸川区会計事務規則第88条第1項第11号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとする。

7 再委託

乙は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ区と協議して承諾を得たときはこの限りでない。なお、再委託にあたっては、以下の内容を遵守すること。

(1) 乙は、再委託業者に本委託業務で知りえた情報の秘密を厳守させること。

(2) 乙は、乙と再委託業者との本委託業務に関する契約書の写しを甲に提出すること。

8 データの取り扱いについて

(1) 乙は、情報が漏洩することの無いように、管理体制について万全の措置を講じること。

なお、乙の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、乙が責任を負い、甲に対しては報告を速やかに行うこと。「7 再委託」に記載した、ただし書きにより甲が承認した再委託先がある場合には、再委託先のデータの保護措置及び秘密の厳守について乙が全責任を負うこと。

(2) 甲が乙に貸与するデータの取り扱いについては次のとおり定める。

①貸与するデータの使用は、本業務に必要な範囲に限る。

②貸与する企業データの複製を行ってはならない。

③乙の所有するその他の情報と貸与するデータを一体化させてはならない。

④貸与するデータは、本事業の遂行に関する場合を除き、第三者に開示及び提供してはならない。

⑤本業務終了後及び甲の指示があった場合には、貸与するデータを返却するか、又は破棄した旨の証明書を江戸川区に提出すること。

⑥乙が上記義務に違反したことにより、第三者から何らかの請求を受けた場合、その責任は乙が負う。

9 その他

- (1) 本契約の履行に当たっては、関係法令及び本区の条例、規則を遵守すること。
- (2) 乙は本業務の履行にあたり、この仕様書、契約を遵守すること。
- (3) 乙が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、適切な情報処理を行うこと。
- (4) 乙が本業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 乙の責により、甲及び本事業の研修参加企業、または第三者に損害を与え、または権利の侵害を引き起こした場合、乙の責任において処理をするものとする。
- (6) 委託料には、人件費・交通費・提出物等にかかる消耗品費のほか、その他業務に必要な経費を含むものとする。
- (7) 事業実施で生じたトラブルについては、原則、乙が責任を持って対応すること。ただし、対応にあたっては、甲と十分協議を行いトラブルの解決に努めること。
- (8) 本事業が江戸川区の委託事業であることを利用者が認識できるようにすること。
- (9) 本事業で取得した個人情報は必要最小限の情報を使用して運用すること。個人情報は事業終了後、速やかに消去すること。
- (10) 契約期間終了後も引き続き本業務を履行することとなる場合を除き、本業務を円滑遂行するために必要な一切の業務を区及び新規受託事業者に引継ぎを行うこと。
- (11) 本業務の履行にあたり、自動車を使用する場合は、東京都のディーゼル車規制に適合した自動車を使用すること。
- (12) 本業務に関する成果物の権利は、甲に帰属するものとする。
- (13) 本仕様書に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。